

令和 3 年 9 月

事業主
社会保険担当者
被保険者
各位

オンライン資格確認に伴う事務手続きについて

ユニチカ健康保険組合

平素は健康保険組合の事業にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、令和 3 年 10 月 20 日より、オンライン資格確認※の本格運用が開始されることに伴い、健康保険組合等の医療保険者には、正確な加入者資格情報の管理が求められているところです。

そのため、当健保組合では、加入者の個人番号（マイナンバー）の取得に関する取り扱い及び資格情報に係る手続き漏れ等の可能性がある場合の取り扱いにつきまして、令和 3 年 10 月以降の事務手続きを下記のとおりといたします。ご確認の程、よろしくお願いいたします。

※オンライン資格確認とは、マイナンバーカードの IC チップや健康保険証の記号・番号を使って、患者の健康保険の資格情報を医療機関で即座にオンラインで確認できるようにする仕組みのことです。

オンライン資格確認の詳細については、次のホームページ等をご参照ください。

【厚生労働省特設ホームページ】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08544.html

記

1. マイナンバーの取得に関する取り扱いについて

当健保組合では、「資格取得届」及び「被扶養者（異動）届」にマイナンバーを記載いただくことで取得しております。出生等でマイナンバーを届に記載して提出することが難しい場合は、後日、「個人番号登録届」の提出をお願いしておりますが、稀に「個人番号登録届」の提出が非常に遅くなる、若しくはご提出いただけない場合があります。

マイナンバーを提出いただけない場合は、（医療保険者等向け中間サーバー等に）加入者情報の登録ができず、オンライン資格確認も行うことができません。

そのため、当健保組合では「個人番号登録届」の督促後、1 週間を過ぎてもご提出いただけない場合は、「地方公共団体情報システム機構（J-LIS）」が管理している「住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）」から、直接、加入者のマイナンバーを取得することにいたします。

（健康保険組合は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 14 条第 2 項の規定により、本人の同意なくマイナンバーを取得することが可能となっております）

【マイナンバーの取得に関する留意事項】

①何らかの理由により、住基ネットからマイナンバーを取得できない方については、事業主を通じ、被保険者に「個人番号登録届」の提出を改めてお願いする場合があります。

②マイナンバーを変更した際は、「個人番号変更届」を必ずご提出ください。

2. 資格情報に係る手続き漏れ等の可能性がある場合の取り扱いについて

健康保険組合では、医療保険者等向け中間サーバー等に加入者情報を随時登録しておりますが、登録した加入者情報と他の医療保険者が登録した加入者情報の資格が重複している場合、資格情報に係る手続き漏れ等がないかを確認し、正しい加入者情報を登録する必要があります。

そのため、資格重複の可能性がある場合、事業主及び被保険者に、下記内容を照会いたしますので、ご対応の程よろしくお願いいたします。

【資格情報に関する照会内容】

①被保険者の資格重複の可能性がある場合、「資格喪失届」の提出漏れはないでしょうか。

⇒提出漏れがある場合は、事業主より至急ご提出ください。

②被扶養者の資格重複の可能性がある場合、「被扶養者（異動）届」の提出漏れはないでしょうか。

⇒提出漏れがある場合は、被保険者が届を記載し、事業主を通じ至急ご提出ください。

対象者の健康保険証もご返却ください。

③お届けいただいた資格喪失日以前に、他の医療保険の資格取得日がある場合、お届けの資格喪失日が誤っている可能性はないでしょうか。（資格喪失日は、通常、新たな医療保険の加入日となります）

⇒新たに取得した医療保険者の健康保険証（資格取得日が確認できる面）のコピーをご提出ください。

（資格喪失日に誤りがない場合も、大変恐れ入りますが、確認のためご提出をお願いいたします）

[参考]

医療保険者等向け中間サーバー等とは、医療保険者等向け中間サーバーと運用支援環境の総称

https://www.ssk.or.jp/smph/jigyonaiyo/s_bangou/s_z_04.html#cms05

※本件に関する、厚生労働省のリーフレットを添付しておりますのでご参照ください。

ご不明な点等がありましたら、当健保組合までお問い合わせください。

以上

健康保険の加入手続きには マイナンバーの記載が必要です

健康保険の加入手続きにおいて、従業員や被扶養者のマイナンバーを記載せず届出した場合は、医療機関の窓口を設置している「オンライン資格確認等システム」にデータが登録されていないため、マイナンバーカードだけではなく、健康保険証で受診した場合であっても**健康保険の資格や一部負担金限度額の確認に支障が生じる可能性**があります。

オンライン資格確認システムに未登録となる事例

- ・従業員ご自身や被扶養者のマイナンバーを事業所に届け出ないことによるもの
- ・事業所の社会保険担当者が、従業員の加入手続きの際、健康保険証の速やかな交付を優先し、すでに提出のあったマイナンバーを資格取得届等に記載せず、提出を失念したことによるもの
- ・健康保険組合における事務処理上の遅延が生じたことによるもの

なお、従業員や被扶養者のマイナンバーを健康保険組合に届出することにより、様々なメリットを享受できます。

健康保険組合にマイナンバーを登録することによるメリット

- ・「オンライン資格確認等システム」を導入している医療機関・薬局においては、**マイナンバーカードを健康保険証として利用※**できるようになるため、健康保険証の発行を待たずに受診することができます。
※事前に、「オンライン資格確認等システム」を導入しているか医療機関・薬局に確認の上、受診してください。
- ・また、ご自身の投薬データや特定健診データが医療機関や薬局で連携されるため、**データに基づいたより良い診療を受けることが可能**となります。(本人同意が必要)
- ・さらに、医療費の支払いが一時的に高額になる場合は、**必要な手続きを行うことなく、医療機関の窓口で一部負担金限度額以上の支払いが不要**になります。

オンライン資格確認に関する照会について

詳細については、次のホームページ等をご参照ください。

【厚生労働省特設ホームページ】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08544.html

【マイナンバー総合フリーダイヤル】 0120-95-0178

※平日9:30～17:30 音声ガイダンスに従って、「4→2」の順にお進みください。

【厚生労働省特設ホームページ】

